

小山工業高等専門学校安全衛生管理規程

制 定 平成16年4月1日
最終改正 令和6年3月13日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構就業規則第52条の規定に基づき、小山工業高等専門学校（以下「小山高専」という。）の教職員の災害及び健康障害を防止するため、安全衛生管理に関して必要な事項を定め、職場における教職員の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を促進することを目的とする。

2 この規程に定める場合のほか、小山高専における教職員の安全及び衛生の管理については、独立行政法人国立高等専門学校機構安全衛生管理規則（以下「安全衛生管理規則」という。）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）、労働安全衛生規則（昭和47年法律第32号。以下「安衛則」という。）及びその他関係法令の定めるところによる。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、小山高専とその附属施設に適用する。

(高専の責務)

第3条 小山高専は、安全衛生管理体制を確立し、設備、機械及び作業方法等について、災害防止に必要な措置並びに作業環境及び作業条件に起因する健康障害の防止、その他教職員の健康保持増進に必要な措置を講ずるものとする。

(教職員の遵守義務)

第4条 教職員は、小山高専が実施する安全衛生に関する諸措置に対し、積極的に協力するとともに、関係法令並びにこの規程及びこの規程に基づく諸規程を遵守しなければならない。

第2章 安全衛生管理組織

(安全衛生管理組織)

第5条 安全衛生管理組織は、別表第1のとおりとする。

(総括安全衛生管理者)

第6条 校長は、総括安全衛生管理者として、安全推進者及び衛生管理者を指揮、監督し、次の安全衛生業務を総括管理する。

- 一 教職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- 二 教職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- 三 健康診断の実施その他健康管理全般に関すること。
- 四 労働災害の原因調査及び再発防止対策に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するために必要な業務に関すること。

2 校長は、業務等の事由により総括安全衛生管理者代理を選任し、その者に総括安全衛生管理者の業務を代行させることができる。

(安全衛生推進者)

第7条 校長は、安全管理及び衛生管理に関する知識、経験又は技能を有すると認めた教職員のうちから安全衛生推進者を選任する。

- 2 安全衛生推進者は、上司の指揮監督の下に、教職員の安全管理に関する業務の推進者として次に掲げる事務を行うものとする。
 - 一 教職員の危険を防止するための措置に関すること。
 - 二 教職員の安全のための指導及び教育の実施に関すること。
 - 三 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
 - 四 教職員の安全管理に関する記録及び統計の作成並びにその整備に関すること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で安衛則で定めるもの
- 3 安全衛生推進者は、総括安全衛生管理者の指揮の下に次の事項の管理を行うものとする。
 - 一 建築物、設備、作業場所又は作業方法に危険がある場合における適切な防止の措置
 - 二 設備新設、新作業方式採用時の安全面の検討
 - 三 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期点検及び整備
 - 四 業務の安全についての教育及び訓練
 - 五 発生した災害原因の調査及び対策の検討
 - 六 消防及び避難の訓練
 - 七 作業主任者その他安全に関する補助者の監督
 - 八 安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録
- 4 安全衛生推進者は、衛生管理者と協力して教職員の衛生管理に関する事務を行うものとする。

(衛生管理者)

第8条 校長は、法令に定める必要な資格を有する教職員のうちから衛生管理者を選任する。

- 2 衛生管理者は、総括安全衛生管理者の指揮の下に次の事項の管理を行う。
 - 一 健康に異常のある者の発見
 - 二 職場環境の衛生上の調査
 - 三 作業条件、施設等の衛生上の改善
 - 四 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
 - 五 衛生教育、健康相談その他職員の健康保持に必要な事項
 - 六 教職員の負傷及び疾病、それによる死亡等に関する統計の作成
 - 七 その他衛生日誌の記載等職務上の記録の整備等
- 3 衛生管理者は、少なくとも毎週1回、職場等を巡視し、設備・作業方法・衛生状態等に有害なおそれがある時は、直ちに教職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じる。

(化学物質管理者)

第8条の2 校長は、安衛則第12条の5で定めるリスクアセスメント対象物（以下「リスクアセスメント対象物」という。）を製造し、又は取り扱う場合は、同条の定めるところにより、化学物質管理者を置く。

- 2 化学物質管理者は、厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を修了した教職員又はこれと同等以上の能力を有すると認められる教職員のほか、次項の事項を担当するために必要な能力を有すると校長が認めた教職員のうちから校長が選任する。

3 化学物質管理者は、安衛則第 12 条の 5 第 1 項各号に掲げる化学物質の管理に係る技術的
事項を管理するものとする。

(保護具着用管理責任者)

第 8 条の 3 校長は、前条に基づき化学物質管理者を選任し、安衛則第 12 条の 5 で定めるリス
クアセスメントの結果に基づく措置として、教職員に保護具を使用させるときは、安衛則第
12 条の 6 の定めるところにより、保護具着用管理責任者を置く。

2 保護具着用管理責任者は、保護具に関する知識及び経験を有すると校長が認めた教職員の
うちから校長を選任する。

3 保護具着用管理責任者は、安衛則第 12 条の 6 第 1 項各号に掲げる事項を管理するもの
とする。

(安全推進担当者、衛生推進担当者及び化学物質管理担当者)

第 9 条 校長は、安全推進担当者、衛生推進担当者及び化学物質管理担当者を選任する。

2 安全推進担当者は、安全衛生推進者の安全管理に関する事務を補助するもの、衛生推
進担当者は、安全衛生推進者と衛生管理者の衛生管理に関する事務を補助するもの、化
学物質管理担当者は、化学物質管理者の事務を補助するものとする。

(産業医)

第 10 条 校長は、安衛法第 13 条の定めるところにより、産業医を置くものとする。

2 産業医は、校長が法令に定める資格を有する医師である者を選任するものとする。

3 産業医は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 健康診断の実施及びその実施結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に
関すること。

二 第 36 条の 2 第 1 項に規定する面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、
これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）及び同条第 4 項に規
定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく教職員の健康を保持するための措置
に関すること。

三 第 36 条の 3 第 1 項に規定する検査の実施並びに同条第 3 項に規定する面接指導の実施
及びその結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に関すること。

四 作業環境の維持管理に関すること。

五 作業の管理に関すること。

六 教職員の健康管理に関すること。

七 健康教育、健康相談その他教職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
と。

八 衛生教育に関すること。

九 教職員の健康障害の原因調査及び再発防止のための措置に関すること。

3 産業医は、前項に関することについて、総括安全衛生管理者に対して勧告し又は衛生
管理者に対して指導・助言することができる。

4 産業医は、少なくとも毎月 1 回職場等を巡視し、業務方法又は衛生状態に有害のおそ
れがあるときは、直ちに、教職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければ
ならない。

(作業主任者)

第 11 条 校長は、安衛法第 14 条の定めるところにより、法令の定める作業を行う作業場所

に該当するときは、作業主任者を置くものとする。

2 作業主任者は、法令に定める免許を受けた者又は技能講習を修了した者のうちから校長が選任する。

3 作業主任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 第1項に定める作業に従事する教職員の指揮

二 安衛則に掲げる業務

(安全衛生委員会)

第12条 小山高専に安全衛生委員会を設置する。

2 安全衛生委員会に関することは別に定める。

第3章 災害防止及び健康保持増進の基本的措置

第1節 機械等の安全管理

(安全基準)

第13条 施設、機械その他の設備の安全衛生基準については、この規程及び関係法令の定めるところによるほか、この規程に基づいた安全衛生基準による。

(設備設置の事前届出)

第14条 関係学科長等は、建設物並びに機械設備等を設置し、若しくは移転でこれらの主要構造部分を変更するときは、その計画を着手する60日前までに、総括安全衛生管理者に届け出なければならない。

(特定設備等の自主検査)

第15条 小山高専が定めた自主検査対象設備のボイラーその他機械等については、当該機械の責任者は定期的に自主検査又は点検を行い、異常を認めたときは、直ちに補修又は適当な措置を講ずるとともに必要な事項は総務課に連絡しなければならない。

(一般設備の点検等)

第16条 前条以外の一般設備についても、当該機械等の責任者は、安全点検を自主的に実施しなければならない。

2 前条及び前項の自主検査又は点検を行った場合は、その結果を記録し、原則として3年以上保存しなければならない。

(設備保全)

第17条 教職員は、所属学科等の設備保全に留意し、異常を認めたときは直ちに所属長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 特に業務開始の前には、使用する設備、器具、工具等の点検を行い、その安全を確かめなければならない。

(安全装置)

第18条 教職員は、安全装置について、次の事項を遵守しなければならない。

一 安全装置を取り外し、又はその機能を失わせないこと。

二 臨時に安全装置を取り外し、又はその機能を失わせる必要があるときは、あらかじめ所管長の許可を受けること。

三 前号の許可を受けて安全装置等を取り外し、又はその機能を失わせたときは、その必要がなくなった後は、直ちにこれを現状に戻しておくこと。

(整理整頓)

第19条 教職員は、常に校内の整理整頓に努め、特に通路、階段、非常口、消火設備、配

電盤等のあるところには物を置かないようにし、また不要品等は、所定の場所に処理しなければならない。

第2節 職場環境の管理

(職場環境等の衛生管理)

第20条 校長は、職場における衛生水準の向上を図り、快適な職場の実現に努めるとともに、健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(職場環境の測定)

第21条 有害な作業を行う職場について、必要と認められる場合には空気環境その他職場環境について定期的に必要な測定を行い、その結果を記録し、原則として3年以上保存しなければならない。

(化学物質等による危険性又は有害性等の調査等)

第22条 校長は、安衛則第34条の2の7及び同第34条の2の8の定めるところにより、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で教職員の健康障害又は危険を生ずるおそれのあるもの（以下「化学物質等」という。）のうち、リスクアセスメント対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

2 校長は、リスクアセスメント対象物以外の化学物質等による危険性又は有害性等を調査するよう努めなければならない。

3 校長は、前2項の調査の結果に基づいて、この規則の規定による措置を講ずるほか、教職員の健康障害又は危険を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(有害物質の表示)

第23条 法令で定める有害物質を貯蔵し、使用し、譲渡し又は提供するときは、その容器又は包装に指定された事項を表示しなければならない。

第3節 職場管理

(立入禁止等の周知徹底)

第24条 危険又は有害のおそれのある場所で、通行禁止あるいは立入禁止等の制限をする必要がある場合には、その責任者は、事前に関係部署に連絡し周知徹底を図らなければならない。

(担当者の操作)

第25条 原動機、動力伝導装置その他これらに類する機械設備の始動又は停止の操作は、担当者以外の者が行わないよう措置を講じなければならない。

(修理等の運転停止)

第26条 教職員は、原動機、動力伝導装置その他これらに類する機械設備の運転を停止して修理、注油、検査等の作業を行うときは、電源を遮断するとともに、表示板を取り付ける等確実な措置を講じ、安全を確認してからでなければ作業にかかってはならない。

(火気の取締)

第27条 教職員は、許可された場所以外で火気を使用し、又は喫煙してはならない。

(校内の制限速度)

第28条 教職員は、校内の事故防止のため、定められた制限速度等を遵守しなければならない。

(安全衛生保護具)

第29条 教職員は、危険又は有害のおそれのある業務に従事するときは、所定の保護具、

安全用具等を使用しなければならない。

第4節 就業にあたっての措置

(免許資格者の業務)

第30条 資格等を要する業務は、法令で定める免許を受け、校長（学科長等）が指名した者でなければその業務に就業してはならない。

(女性の就業制限)

第31条 校長は、女性教職員について、法令の定めるところにより、危険又は有害な業務についての就業制限を守る措置を講じなければならない。

(中高年齢教職員等に対する配慮)

第32条 校長は、中高年齢教職員その他健康障害の防止上、特に配慮を必要とする教職員については、配置、業務の遂行方法等に関して心身の条件を十分に考慮するように努めなければならない。

(安全衛生教育)

第33条 校長は、教職員の安全衛生教育について、毎年具体的な実施計画を作成し、実施しなければならない。

2 前項の安全衛生に関する教育の実施については、別に定めるところによる。

第5節 保健衛生

(健康診断)

第34条 校長は、安衛法の定めるところにより、次に掲げる健康診断を実施するものとする。

- 一 採用時の健康診断
- 二 一般定期健康診断
- 三 特別定期健康診断
- 四 6か月以上海外派遣者健康診断
- 五 その他法令で定められた健康診断

2 教職員は、前項に掲げられる健康診断を受診しなければならない。

ただし、国家公務員共済組合が計画し、実施する総合的な健康診査を受診した場合又は同項の規定する健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を校長に提出した場合はこの限りでない。

3 校長は、健康診断の結果、健康の保持のため必要があると認めるときは、教職員の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、就労時間の短縮、医師による保健指導その他適切な措置を講ずることができる。

4 教職員は、健康診断の結果及び前項による保健指導などにより自己の健康の保持に努めなければならない。

(臨時の健康診断)

第35条 校長は、前条の健康診断のほか、必要と認める場合には、臨時に教職員の健康診断を実施するものとする。

(健康診断を受けなかった場合の措置)

第36条 校長は、第36条の規定による健康診断をやむを得ない理由により受診できなかった教職員に対して、当該理由がなくなった後、速やかに健康診断を受けさせるよう措置しなければならない。

(労働時間の状況等に応じて行う面接指導等)

第 36 条の 2 校長は、その労働時間の状況その他の事項が安衛則第 52 条の 2 の定める要件に該当する教職員に対し、安衛則第 52 条の 3 の定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。

2 教職員は、前項の規定により校長が行う面接指導を受けなければならない。ただし、校長の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の医師が行う同項の規定による面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときはこの限りではない。

3 校長は、第 1 項又は前項ただし書の規定による面接指導の結果に基づき、当該教職員の健康を保持するために必要な措置について安衛則第 52 条の 7 の定めるところにより医師の意見を聴かななければならない。この場合において、校長は、当該医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、当該教職員の実情を考慮して、適切な措置を講じなければならない。

4 校長は、第 1 項の規定により面接指導を行う教職員以外の教職員であって健康への配慮が必要なものについては、安衛則第 52 条の 8 の定めるところにより、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(心理的な負担の程度を把握するための検査)

第 36 条の 3 校長は、教職員に対し、安衛法第 66 条の 10 及び安衛則第 1 節の 4 の定めるところにより医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

2 校長は、前項の規定により行う検査を受けた教職員に対し、安衛則第 52 条の 12 の定めるところにより、当該検査を行った医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、校長は、あらかじめ当該検査を受けた教職員の同意を得た場合にのみ当該医師等から当該教職員の検査の結果の提供を受けることができる。

3 校長は、前項の規定による通知を受けた教職員であって、心理的な負担の程度が安衛則第 52 条の 15 の定める要件に該当するものが、医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たとき、当該申出をした教職員に対し、安衛則第 52 条の 16 の定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。この場合において、校長は、教職員が当該申出をしたことを理由として、当該教職員に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

4 校長は、前項の規定による面接指導の結果に基づき、当該教職員の健康を保持するために必要な措置について、安衛則第 52 条の 19 の定めるところにより、医師の意見を聴かななければならない。この場合において、校長は当該医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、当該教職員の実情を考慮して、適切な措置を講じなければならない。

(指導区分の決定等)

第 37 条 校長は、健康診断、第 36 条の 2 の規定による面接指導又は前条の規定による面接指導を行った医師が健康に異常又は異常を生ずるおそれがあると認めた教職員については、その医師の診断結果及び教職員の職務内容、勤務の強度等に関する資料を産業医に提示し、別表第 1 に定める区分に応じて指導区分の決定又は変更を受けるものとする。

(事後措置)

第 38 条 校長は、前条の規定により指導区分の決定又は変更を受けた教職員については、その指導区分に応じ、別表第 2 の事後措置の基準欄に掲げる基準に従い、適切な措置を講じなければならない。

(病者の就業禁止)

第39条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者については、産業医又は専門医の意見を聞き、就業禁止の措置を講じなければならない。ただし、第1号に掲げる者について伝染予防の措置をした場合には、この限りではない。

- 一 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかった者
- 二 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく憎悪するおそれのあるものにかかった者
- 三 前各号に準ずる疾病にかかった者

(就業時の認定)

第40条 前条の就業を禁止された者及び傷病により1か月以上休業した者が就業しようとするときは、所属長に申し出て衛生管理者を通じて産業医の認定を受けなければならない。

(家族の疾病)

第41条 教職員は、同居家族又は同居人が特定伝染病にかかったときは、直ちにその旨を所属学科長等を経由して校長に届け出て、必要な措置を受けなければならない。

(健康診断の結果の通知)

第42条 校長は、健康診断を受けた教職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(健康管理の記録)

第43条 校長は、健康診断の結果、指導区分、事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、教職員ごとに記録を作成し、これを教職員の健康管理に関する指導のために活用しなければならない。

- 2 教職員が国の機関、国立大学法人、他の独立行政法人又は機構内の他の学校へ異動した場合は、異動先へ前項の記録を移管しなければならない。

第4章 労働災害発生時の措置

(緊急時の退避)

第44条 校長は、化学設備等から危険物又は有害物が流出、漏洩したことにより爆発、火災、中毒その他労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに業務を中止し、教職員を安全な場所に退避させなければならない。

- 2 前項の場合には、教職員が危険物又は有害物その他による労働災害を被るおそれがないことを確認するまでの間、職場に関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

(緊急時の処置)

第45条 学科長等は、災害又は重大災害につながる事故が発生した場合、あるいは教職員が疾病にかかったときは、応急措置を講ずるとともに、速やかに総括安全衛生管理者及び関係部署に連絡しなければならない。

- 2 教職員は、火災その他の非常災害を発見し、又はその危険があることを知ったときは、適切な緊急措置を講ずるとともに速やかに所属長に連絡しなければならない。

- 3 災害及び緊急時の報告及び連絡等の要領は、別に定めるところによる。

(災害調査)

第46条 安全推進者及び衛生推進者並びに衛生管理者は、災害等が発生した場合には、現

場保存に努め、関係者と共に原因を調査し、的確な防止対策を講じなければならない。

(災害報告)

第47条 所属長は、教職員の負傷及び疾病が業務上に起因する場合には、所定の報告書を3日以内に総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

2 教職員は、出勤並びに退勤途上において、負傷し、又は疾病にかかった場合には、所定の報告書を3日以内に所属長を経由して総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

第5章 賞罰

(懲戒)

第48条 安全衛生に関する法令若しくは関係諸規程に違反し、又は故意・過失により災害を惹起したものは、就業規則の規定により懲戒に付することがある。

第6章 補則

(規程の改廃)

第49条 本規程の改廃については、安全衛生委員会の意見を聴かななければならない。

2 関係法令の改廃があった場合には、本規程もそれに準ずるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月8日から施行し、平成28年6月1日から適用する。

附 則

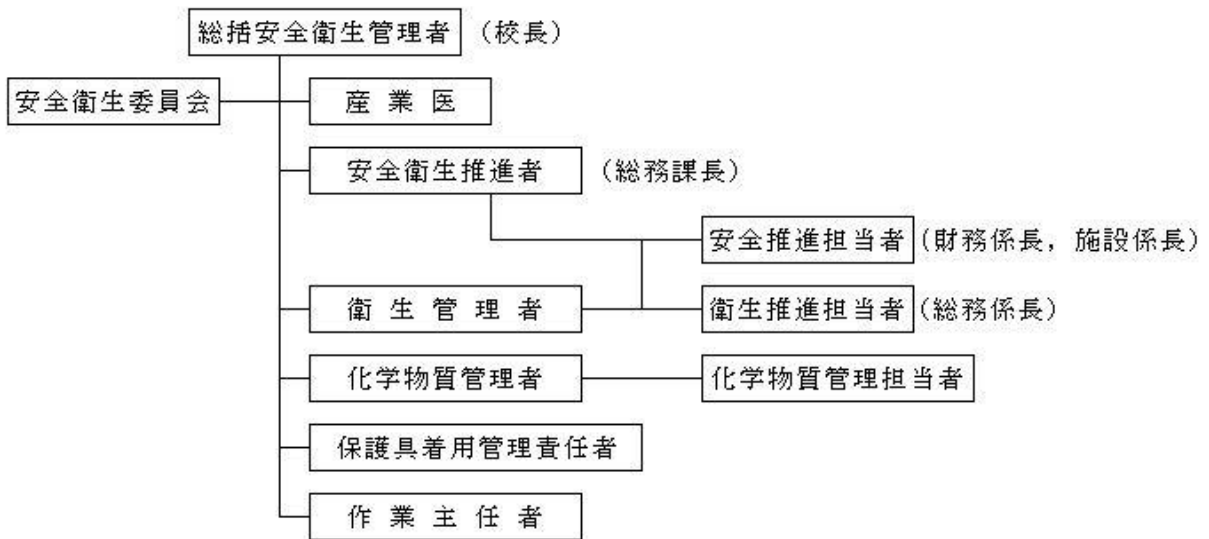
この規程は、平成31年4月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1

小山高専安全衛生管理体制



別表第2

指導区分及び事後措置の基準

指導区分		事後措置の基準	
区分	内容		
生活規正の面	A	労働を休止する必要があるもの	休暇（日単位のものに限る。）又は休職の方法により、療養のため必要な期間労働させない。
	B	労働に制限を加える必要があるもの	職務の変更、労働場所の変更、休暇（日単位のものを除く。）等の方法により労働を軽減し、かつ、深夜労働（午後10時から翌日の午前5時までの間における労働をいう。以下同じ。）、時間外労働（所定労働時間以外の時間における労働で、深夜労働以外のものをいう。以下同じ。）及び出張をさせない。
	C	労働をほぼ平常に行ってよいもの	深夜労働、時間外労働及び出張を制限する。
	D	平常の生活でよいもの	
医療の面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	医療機関の斡旋等により適正な治療を受けさせるようにする。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を行う。
	3	医師による直接又は間接の医療を必要としないもの	